

第 33 期目録委員会記録 No.20

第 20 回委員会

日時：2013 年 1 月 26 日（土）14 時～17 時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、佐藤、鴫田、藤井、古川、本多、渡邊

資料提出：村上

<事務局>磯部

[ 配布資料 ]

1. RDA 適用に関する懇談会 議事録（案）（10 ページ-A4 村上委員）
2. 第 部 資料の関する記録 ユニット E 責任表示（14 ページ-A4 木下委員）
3. 版についてのメモ（2 ページ-A4 本多委員）
4. 第 部 資料に関する記録 ユニット H 形態事項（素案）（12 ページ-A4 村上委員）
5. 典拠の属性（個人名-著作案）（24 ページ-A4 村上委員）
6. 第 部ユニット J 団体に対する AAP（第 1 次案）（10 ページ-A4 古川委員）
7. 第 33 期目録委員会記録 No.18（6 ページ-A4 事務局）
8. 第 33 期目録委員会記録 No.19（案）（3 ページ-A4 事務局）

[ 報告事項ほか ]

1. 議事録の確認

第 19 回記録（資料 8）について確認した。

2. RDA 適用に関する懇談会の議事録について

平成 25 年 1 月 18 日に行った RDA 適用に関する懇談会の議事録（資料 1）の修正点については、各委員が確認の上、2 月 2 日までにメーリングリスト宛に送り、取りまとめの上、2 月 4 日からの週の初めに NDL に返信することとした。

記録に関連して古川委員から、機関リポジトリの登録マニュアルおよび NDL の雑誌記事索引の作成マニュアルについて質問があり、資料の提供の依頼があった。

[ 検討事項 ]

1. NCR 改訂について

(1) 責任表示に関する事項（資料 2）

これまで NCR のまとめと ISBD 重視で考えて来たが、今回 RDA に併せて ISBD・NCR の内容を並べた資料を作成した。現行 NCR で個人・団体となっているところを個人・家族・団体とし、著者と著者という表記が混在しているので著者に統一した。

- ・現行 NCR 2.1.5.2 の責任表示については、NCR ではこれまでの慣行を踏まえ、もっとも適切な表示を選んで記録するという方式を維持する。
- ・現行 NCR 1.1.5.2D 家族名の識別に必要な要素については、家族名が責任表示という例が少ないと考えられるため、特に具体的には挙げないこととする。
- ・現行 NCR 1.1.5.2B 「内部組織」は「下部組織」とする。

- ・現行 NCR 13.1.5.1A 注記はエレメント化するということもあり、原則としては記録しないが、重要である場合は記録するという二択の形にする。
- ・現行 NCR \*.1.5.1 については、責任表示は資料に記述されているものを記録し、細かい点までは書かずに例示を挙げる。直接的、間接的という点については触れない。
- ・\*.1.5.2 役割の表示について、責任表示というエレメントの中の順序である。基本は情報源にあるとおりの順序とし、情報源から合成した場合、どこまで細かく規定するかが問題である。これについては、成立過程を勘案して決めるという考えでよい。  
音楽資料については詳しい人に聞く必要がある。録音資料については、現在挙げられているものは残し、これを参照して順序を決めるとする。論理的順序という表現はやめる。
- ・1.1.5.1D の記録する人数については、本則では数を制限せずすべて記録するとし、別法で書誌作成機関の判断により記録する数を決めるとする。別法による場合は、「ほか」を書く。
- ・関連指示子に役割を記録することになっても補記は必要かについては、紛らわしい時には補記する。また 1.1.5.2C で「情報源の表示に著作の種類を示す語句がないとき、またはタイトルと責任表示に…」となっている部分は、「…語句がなく、かつタイトルと責任表示に…」とする。
- ・所定の情報源にない責任表示の補記については、基本的に、責任表示の補記とはせず、重要なものについては注記とする。また、こうしたリンクを伴うような注記は、責任表示に関する一般的な注記とは分ける。
- ・並列タイトルと並列タイトル関連情報があり、責任表示も複数の言語および文字で表示されているときの順序については規定しないが、付録で例示を挙げる。
- ・各言語の並列タイトルや並列タイトル関連情報に続けて並列責任表示を記録することができないときのそれに関する規定では、記号については触れない。
- ・総合タイトルのない資料の場合、著作と責任表示の順序についての規定は必要なく、付録で例示を挙げる。
- ・全体として、個々のエレメントだけでは規定できない部分については、別にまとめることとする。

## (2) 版に関する事項（資料 3）

### 【全体の構成について】

- ・版については表現形のものがほとんどで、体現形に関わるものは新装版等のみである。エリアの中で分けるならば体現形に関するエレメントが先だが、版に関してはほとんどが体現形に関するエレメントではない。
- ・FRBR モデルに従うならば、本来は著作、表現形、体現形、個別資料ごとに属性の記録となるが、従来の記述は体現形に属するもののエレメントが多いので、体現形を主体とした規定を設けて体現形に関するエレメントの記録の仕方を主体とし、あとはそれからはじかれたものを規定する。
- ・責任表示のように体現形に表示されているから体現形のエレメントとして扱うのが一般的。他方、版表示については体現形に表示されていても、表現形のエレメントであることもあり、体現形のエレメントであることもある。例外扱いとせざるを得ない。
- ・内容に関わる版表示を体現形に記録するというのは本来のやり方ではない。そういう版表示を体現形に記録すると、表現形で版表示を記録できなくなり、表現形同士の区別が

できなくなる。もしくは表現形は典拠形アクセスポイントだけで識別するのか。RDA はこちらの考え方である。

- ・全体の構成として、記述にあたる部分を、まず 1 つめとして体現形に関する規定があり、その中を各エリアにわけることとする。次に 2 つめのグループとして、著作、表現形、個別資料をあげる。これに従い、それぞれ自分の担当の範囲の中で、体現形でないものは別置する作業を行う。分担は現在のままとする。

#### 【電子資料の版表示】

- ・ISBD (ER) ISBD 統合版、NCR1987 年版、新 NCR 案として対照表を作成する。基本的には ISBD 統合版と合わせる。現行 NCR の 9 章が、どこまで ISBD (ER) に従っているかを確認する。

#### (3) 形態事項に関する事項 (資料 4)

- ・H1.2.4 文字資料  
地図、楽譜、画集の冊子形態については、1.2.4 文字資料を参照するとする。
- ・H1.2.2  
記譜にするならば楽譜以外の例がほしいが実例が見当たらない。楽譜の方がよいか。
- ・H2.1  
記録するものの範囲とあるが、「記録の範囲」とする。  
地図の数量、記譜の数量・・・となっているが、すべて「の数量」は取り、「地図」「記譜」・・・のみでよい。また、大きさについても同様である。目次のタイトルに関しては、上位のタイトルにあるものは繰り返さない。
- ・H4  
「付加した物質」とはインク、鉛筆等のことを指しているが言葉を変えるべき。H3 の基材に塗る (付け加わる) ようなものをも指している。この項目名については中身の記述をした時点で検討する。また、H4.2.1 は、マイクロ資料の乳剤でよい。
- ・H8.2.2  
「触知音楽」は、「点字楽譜」とする。
- ・H16  
「デジタル・ファイル特性」は、「デジタル・ファイルの特性」とする。
- ・H1.2  
記録の方法の表中のキャリア種別は、「冊子」とする。

#### (4) 第 部ユニット J 団体に対する AAP (資料 5)

##### 【付 ICP および RDA における上部組織名を関する下部組織に関する規定】

- ・1/18 の懇談会で、団体標目に関して、英語圏と日本との形の相違は慣行上の違いで、どちらが正しいということはなく、無理に RDA に合わせると、過去のものと断絶するので現行のままでよいとコメントした。
- ・基本的には、現行 NCR のままだがよい。ただし、現行 NCR は日本のものには「日本」を冠せず、外国のものには国名を冠している点について、データを海外とやり取りする際に問題にならないか。また、「団体が政府の一部であるときは」と、「基本的機能を遂

行している機関は」という言い回しについて、国によって基本的機能というのがどこまでを指すのか異なるので判断しにくい。

ICP6.3.4.3.2 だけを判断基準にしてはどうか。

- ・日本の国の機関に関する規定のところに、「日本」を冠するという別法を設ける。もしくは、新NCRの場合、異形アクセスポイントがあるのでそちらに持っていく。(現行NCRの参照にあたる)異形アクセスポイントを類型化して、その1つとして、日本を冠するパターンを挙げる。また、別法も付け、別法に従う場合は、逆の形を参照に入れるという考え方もある。
- ・NDLではVIAFへのデータ提供はどうしているか？  
特に何もデータに手を加えていない。標目が1つだけ選定されるわけではなく、並列されるだけなので、特にそろえていない。  
政府の団体についての状況を調べることとする。英語名称は参照形には入っているが、国名は冠していない。

#### 【団体に対するAAP(第1次案)】

##### ・J.2

「または末尾」を追加。

これまでの規定では、後に付く株式会社は省略していない。

ただし書きについて、「または、転置する」は削除し、「省略すると団体名であることが不明確になる場合は、省略しない」とし、例として「株式会社ぎょうせい」を挙げる。

##### ・J2.5

(合同組織)について、現行NCRにはないが追加した。

##### ・J2.6

「社会科教育研究会」の( )の「内」を省かないとした理由は、以前のNDLの適用細則に以前、転置して表示するという規定があったので、転置と区別するため。この「内」は、研究会が小学校の下部組織ではないことを示している。混乱しなければ、「内」は書かなくてよい。

##### ・J.3.1

地方公共団体とのバランスを考え、「国」の項目を追加。

##### ・J.3.5

「東京都教育委員会」については、都の下部組織とは考えない。

##### ・J.3.6

「東京芸術大学大学美術館」については、実際にこういう名称だが、東京芸術大学の後にピリオドを打たないということによりよい。

「福岡教育大学附属久留米中学校」の場合、福岡教育大学の後にピリオドを入れるかどうか。むしろ、ピリオドを入れるならば、附属の後になるのではないか

切るものと切らないものが混ざると混乱する。全部切るか切らないかどちらかにする。

##### ・J.3.7

「国」を追加。

##### ・J.4.

「慶應義塾大学産業研究所」の例を削除。他の項目で例示として挙げたものについては、重複してあげるのを避ける方針で差し替えた。

(5)その他

典拠レコードのエLEMENTは付録でよいのか。

典拠を重視するならば、本文にあった方がよいが、今の RDA のような方式ではわかりにくいので、直す必要がある。

一つのユニットを、一部、二部にわけるという方法も考えられる。もしくは、別のユニットにわけた上で、重複する部分は、を見よとする方法もある。

本文にした方が、新 NCR の方向性をはっきり示すことができる。

以上

次回以降の委員会の予定

2月16日(土)

3月23日(土)